

安来市ボランティアセンター

ボランティアマッチング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安来市ボランティアセンター（以下「センター」という。）設置運営規程第2条（1）に基づき、ボランティアとボランティアの受け入れ施設等を結びつける「マッチング事業」の実施に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 マッチング事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア希望者の募集登録と名簿の管理
- (2) ボランティアの受け入れ施設等の募集と名簿の管理
- (3) マッチング業務
- (4) それぞれへの情報提供及び相談業務
- (5) その他マッチング事業遂行に必要な事業

(ボランティアの条件)

第3条 マッチング事業にボランティアとして登録できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) センター設置規程の目的及び、マッチング事業の趣旨を理解し、賛同する者
- (2) 政治・宗教・営利活動を目的としない者
 - 2 マッチング事業へのボランティア登録を希望する者が未成年者の場合は、保護者の同意を必要とする。

(受け入れ施設等)

第4条 マッチング事業により、ボランティアを派遣できる施設や業務等は次の通りとする。

- (1) 福祉施設、児童施設、学校、幼稚園、保育園、福祉関連の作業所等における民業での対応が難しい業務
- (2) 安来市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、交流センターの福祉イベント
- (3) 行政施策への需給調整
- (4) 福祉団体等のイベント等
- (5) 原則現場が安来市内であること

(6) その他所長が特に認めた場合
(登録手続)

第5条 ボランティア登録を希望する者又は、受け入れを希望する施設等は、マッチング事業登録申請書(様式第1号又は様式第1号―2、様式第2号)をセンターに提出するものとする。

(登録有効期限)

第6条 マッチング事業登録の有効期限は、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとする。

(登録の更新・変更)

第7条 マッチング事業の登録内容は、本人又は施設等から申し出があった時は、内容の更新や変更ができる。

(登録の取消し)

第8条 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、マッチング事業登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から申し出があったとき
- (2) 登録者がボランティア登録派遣事業を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき
- (3) 申請内容に偽りがあったとき
- (4) 登録者の死亡や施設の消滅等マッチング事業への参画が出来なくなったとき
- (5) その他登録者として不適切とセンターが認めたとき

(マッチング業務)

第9条 センターは、以下によりマッチング業務を行う。

- (1) 第5条による登録者の中で、相互の要望が一致した者同士
 - (2) 第5条により登録したボランティアの情報を第4条の施設に提供する
 - (3) 第5条により登録した受け入れ施設等の情報を様々な手立てで一般に広報し、ニーズに合ったボランティアを募集する
 - (4) その他本要綱の趣旨に合致するあらゆる方法を実行する
- 2 それぞれ情報の提供には、個人や施設等を特定できない様細心の注意を払う。ただし、登録者の了承が取れている場合はその限りではない。

(登録者の派遣)

第10条 派遣にあたっては、派遣先の情報やボランティアの内容を十分に説

明する。

2 ボランティアの派遣先は、原則として安来市内とする。

3 登録者は、ボランティア活動の終了後、速やかにボランティア実施報告書（様式3号）をセンターに提出するものとする。

（ボランティア活動保険の加入）

第11条 マッチング事業登録者は、センターが定めたボランティア活動保険に加入することとし、その際の費用は自己負担とする。

2 ボランティア活動中の事故によって被った損害については、原則としてセンターは、ボランティア活動保険の範囲内において補償する。

（費用負担）

第12条 ボランティア活動に当たっては、原則として無償とするが、交通費、材料費等の実費については、ボランティア派遣先の規程等により支給することができる。

（秘密の保持）

第13条 マッチング事業の登録者は、本事業で知り得た個人情報等につき、決して他へ漏したり、私欲のために使用してはならない。

2 上記については、マッチング事業を退会しても同様とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、マッチング事業に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年5月30日から施行する。